まるごとホームサポートご利用規約

第１章　総則

第１条（目的）

「まるごとホームサポートご利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、アシュリオン・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「トラブルシューティング」及び「保証サービス」（以下これらのサービスを総称して「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。

第２条（本規約）

本規約は、本サービスの提供およびその利用に関して適用されます。当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（当社が随時契約者に行う通知を含みます。以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。本規約と諸規定（以下相称して「本規約等」といいます。）の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第３条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、それによります。

（１）　本サービス

本サービスは、「トラブルシューティング」および「保証サービス」の２つのサービスから構成されます。

（２）トラブルシューティング

本規約第２章（トラブルシューティング）に基づき提供されるサービス。

（３）保証サービス

本保険契約及び本規約第３章（保証サービス）に基づき提供されるサービス。

（４）本サービス利用契約

本規約に基づいて当社との間で締結される本サービスの提供を受けるための契約

（５）本保険契約

レスキュー損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）を引受保険会社、当社を保険契約者、契約者及び契約者家族を被保険者とし、登録製品保証を提供する、当社が引受保険会社との間で締結する「修理費用保険（まるごとホームサポート付帯保険）」と称する損害保険契約。

（６）当社等

当社及び第５条（委託）に基づき当社が業務委託する第三者等の総称

（７）契約者

第６条（契約申込）の定めに従い、当社との間で本サービス利用契約を締結したお客様。

（８）契約者家族

契約者と生計を同一にする二親等以内の親族。ただし、契約者と同居しない者は契約者家族に含

めないものとします。
（９）契約者等
契約者及び契約者家族の総称。
（１０）本サービス料金等
契約者が本サービスに対し、第８条（ご利用料金）および第２３条（違約金）に基づき支払う当社所定の金額。
（１１）契約開始日
当社が第６条（契約申込）に基づき本サービス利用契約の申込を受け付けた旨を契約者に通知した日。
（１２）利用開始日
「トラブルシューティング」および「保証サービス」の利用が開始される日を指し、サービスごとに当社が定める条件に基づき異なります。
（１３）保証開始日
保証サービスの保証が開始する日。
（１４）ご契約番号
当社と契約者の間で本サービス利用契約が成立することにより、当該契約者に割り当てられる番号。
（１５）本サービスサイト
本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト ＜https://ics.product-care.jp/＞ （当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）。
（１６）本会員サイト
当社が別途指定する、契約者がログインできる、本サービスの利用等のためのインターネットウェブサイト。
（１７）本サービスサイト等
本条の第１５号「本サービスサイト」、第１６号「本会員サイト」の総称。
（１８）対象製品
本サービスの対象製品は、当社が[本規約／本サービスサイト／本会員サイト]で別途指定したもので、日本国内で修理受付可能であり、日本国内で購入可能な製品であって、契約者等が本サービスサイト等に定める販売元にて日本円で購入した新品の製品（第２０条（登録製品修理）に基づき提供した修理製品を含みます。）または第１９条（交換製品の提供）に基づき当社が提供した交換製品（ただし、実際に本サービスを利用するためには、「対象製品」を本サービスサイト等にて定める所定の方法及び期間内に登録し、「登録製品」にしていただく必要があります。）。
（１９）登録製品
対象製品のうち、当社所定の期限内に本サービスの対象として登録された製品。
（２０）登録製品保証
本サービス利用契約に定める保証開始日以降に登録製品に保証対象事故が生じた際に、契約者の申込に基づき、当社が契約者に対して登録製品修理、交換製品の提供及び金銭の支払い（以下、「各種保証」といいます。）のいずれか又は全てを提示し、これらのうちのいずれかの提供を行うこと。

（２１）交換製品
登録製品保証により、登録製品の代替として当社が契約者等に提供する製品。
（２２）旧登録製品
登録製品保証により、契約者等が当社から交換製品を受領し、第１７条（対象製品の登録）に基づき、交換製品が新たな登録製品となった以降における従前の登録製品。
（２３）保証対象事故
登録製品が正常にご利用いただけない状態となった原因のうち、登録製品保証を受けることができる種類の事故として本規約に定めるもの。
（２４）保証請求事由
登録製品保証の利用の申込時に、登録製品に生じた保証対象事故として契約者が当社に申告した事由。
（２５）保証対象期間
契約者等が登録製品について登録製品保証を受けることのできる期間。
（２６）ご負担金
【別紙１】に定める、契約者が負担する必要のある料金。
（２７）登録製品修理
本条の第３０号「引受修理対応」、第３１号「訪問修理対応」、又は第３２号「修理代金の支払い」による登録製品の修理。
（２８）登録製品修理費用
登録製品修理のうち引受修理対応又は訪問修理対応において必要となる部品代、作業費、出張費及び登録製品修理作業後の登録製品の契約者への送付に係る費用、並びに修理代金の支払いにて発生した修理費用、その他登録製品の修理に関する費用。
（２９）保証上限金額
【別紙１】に定める１年間に当社が保証を行うことができる上限金額。
（３０）引受修理対応
当社が登録製品保証の受付時に指定する店頭若しくは郵送及び配送にて契約者から登録製品を受領して、登録製品修理を行うこと。
（３１）訪問修理対応
契約者の住所に訪問し、登録製品修理を行うこと。
（３２）修理代金の支払い
当社が本サービスサイト等にて指定するメーカー、正規代理店、又は、メーカー修理の取次店）（以下、これらを総称して「指定修理業者」といいます。）に契約者が登録製品を持ち込んで修理を依頼した際、または、契約者が指定修理業者に指定された住所に送付して修理を依頼した際、契約者が負担した修理費用を保証すること。
（３３）付帯保険
本サービス開始時に本サービスに自動付帯される本保険契約に基づく損害保険。
（３４）スマホ追加オプションプラン
本サービス利用契約にて３台目以降のスマートフォン（携帯電話を含み、以下総称して「スマートフォン」といいます。）を登録する際に申し込む追加オプション。

第４条（自動付帯）

保証サービスは、契約者等に対して提供されるものであり、契約開始日時点で自動付帯されます。なお、サービス利用開始日はサービス毎に異なります。保証内容の詳細は本規約等に定めるとおりとします。

第５条（委託）

当社は、契約者の承諾の有無にかかわらず、本サービスの提供に係る業務の全部又は一部を第三者に委託する場合があります。

第６条（契約申込）

契約者が本規約に同意の上、当社所定の手続により本サービス利用契約の申込を行い、当社が当該申込を受け付けた旨を通知した時点で本サービス利用契約が成立し、その成立日を契約開始日とします。なお、支払方法として口座振替を利用する場合は、契約者が当社所定の口座振替申込書を提出し、当社が当該書類の内容を確認のうえ、申込受付の通知を行った日を契約成立日とします。

２．本サービスの月額料金の支払方法は「クレジットカード支払い」又は「口座振替」、その他当社が指定する支払方法のいずれかとします。

３．ご契約番号は、同一住所に居住し、生計を同一にする契約者の世帯に１つとします。

４．ご契約番号１つにつき、本サービス利用契約は１件のみとし、２件以上の契約申込はできないものとします。ただし、ご契約番号に紐づくスマホ追加オプションプランの契約申込数はその限りではありません。また、契約申込にあたっては、契約者が 18 歳以上であり、かつ日本国内に居住する住所での登録が必要です。

５．同一住所に居住する寮やシェアハウス等の生計を同一にしない世帯の場合は、世帯ごとに個別の契約が必要になります。

６.当社が本サービス利用契約に基づいてサービス提供を行うスマートフォンは２台までとし、３台目以降はスマホ追加オプションプランの申込が必要になります。当社が当該追加申込を受け付けた旨を契約者に通知した時点で契約が成立し、それ以降の当該追加申込については成立日が属する月の翌月１日をスマホ追加オプションプランの契約開始日（以下、「追加契約開始日」といいます。）とします。また、スマホ追加オプションプランは最大３台まで追加申込いただけます。

７．本条第１項にかかわらず、当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると判断した場合、契約者からの本サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。

（１）契約者が本サービスの契約申込にあたり申告内容が法人名義である場合。

（２）契約者が本サービスの契約申込にあたり申告した住所（以下、「登録住所」といいます。）が契約者の居住用住宅でない場合。

（３）契約者の申込の内容に不備があり、若しくはその内容が事実に反しているとき、又はそのおそれがあるとき

（４）契約者が、当社の提供するサービス（本サービスを含みますがこれに限られません。以下本項において同じです。）の利用に係る契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等を受けたことがあるとき、又は現に受けているとき若しくはそのおそれのあるとき。

（５）契約者が第３５条（本サービスにおける遵守事項、禁止行為）の定めに違反する行為若しくは違反のおそれのある行為を行ったことがあるとき、又は現に行っているとき。
（６）契約者が、当社の提供するサービスの利用に係る料金を当社所定の期日までに支払わなかったとき、又はそのおそれのあるとき。
（７）過去に自己を契約者又は契約者家族とする本サービス利用契約を締結し、かつ当該本サービス利用契約を解約され、契約開始日又はその応当日（毎年の契約開始日に応当する日をいいます。以下同じ。）から起算して１年を経過していない場合。ただし、解約時点で一度も保証サービスのご利用及び本規約のいずれの条項にも違反がなかった場合等、当社が特別に再加入を認める場合を除きます。
（８）スマホ追加オプションプランについて、本サービス利用契約にてスマートフォンを２台まで登録されていない場合及び当該オプションの契約を解約され、追加契約開始日から起算して１年を経過していない場合。
（９）契約者に対して本サービスを提供することが技術上困難なとき。
（１０）契約者が第３９条（反社会的勢力）の定めに違反しているとき、又は違反するおそれがあるとき。
（１１）当社が契約者に対して本サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行上支障があるとき。
（１２）対象製品を、通常必要とされる個数又は種類を著しく超えて所有していると当社が判断したとき。
（１３）その他当社が契約者との間で本サービス利用契約を締結することを不適切と判断したとき。

第７条（本サービスの利用）
契約者は、本規約等の定めに従い、本サービスを利用できるものとします。契約者は、契約者家族が本規約等の定めに従うこと、並びに契約者家族が当社等に対して有する権利の範囲及び内容がいかなる場合においても本規約等に基づき契約者が当社等に対して有する権利の範囲及び内容を超えることがないことについて予め承諾することを条件に、本サービスを利用できるものとします。当社は、契約者家族が本サービスを利用した時点で、契約者家族が本項に定める承諾を当社及び契約者に対して行ったものとみなします。契約者は、当社が商業的に合理的な努力を限度として本サービスを提供することに同意します。
２．契約者は、次の各号に定めの別に従い、本サービスの利用を開始できるものとします。なお、支払方法として口座振替を選択した契約者については、第 2 号および第 3 号に定めるサービスに限り、当社が初回の口座振替による引き落としを確認できた日と、各号に定める期日のいずれか後に到来する日をもって、当該サービスの利用開始日とします。
（1）「トラブルシューティング」については、契約開始日以降
（2）「保証サービス」については、契約開始日から起算して 31 日目の午前 0 時以降
（3）「スマホ追加オプション」については、追加契約開始日から起算して 31 日目の午前 0 時以降
３．契約者は、本サービスを利用する場合には、本会員サイトにログインして本サービスを利用するものとします。

４．契約者は、契約者等から当社に対する本サービスに係る専用フリーコールによる通話その他の通話内容が、当社による本サービスの円滑な提供のため、録音される場合があることを予め了承するものとします。
５．本サービス利用契約の有効期間は、契約開始日から、第８条（ご利用料金）、第２８条（利用停止等）、第２９条（契約者からの解約申出）、第３０条（本サービス等の変更及び提供終了）、第３９条（反社会的勢力）、その他本規約等のいずれかの規定に基づく本サービス利用契約の解約、解除又は終了の日までの期間とします。

第８条（ご利用料金）

契約者は、本規約等に別途定める場合を除き、本サービスのご利用料金として、【別紙１】に定める月額料金及びスマホ追加オプション料金（該当する場合）（以下、「月額料金」と総称します。）、並びに【別紙１】に定める第１８条（登録製品保証）に基づき発生する保証ご負担金をそれぞれ当社所定の支払期日までに支払うものとします。
２．当社は、当社が適当と判断する方法により事前に契約者に通知又は周知することにより、前項に定める月額料金又はご負担金の全部又は一部を変更できるものとします。この場合、変更日以降（月額料金については変更日が属する月以降とします。）は変更後の月額料金又はご負担金が適用されるものとします。
３．契約者は、月額料金を契約開始日の属する月の翌月から、暦月で当社が別途指定する方法で支払うものとします。ただし、契約開始月の月額料金については、以下の各号の通り支払うものとします。
（１）支払方法としてクレジットカードを選択した契約者は、本サービス利用契約の申込時（契約者が選択したクレジットカード会社による決済が完了した時点）に支払うものとします。
（２）支払方法として口座振替を選択した契約者は、初回の口座振替時に、契約開始月にさかのぼって当該月額料金をまとめて支払うものとします。
なお契約者は、本サービスの利用の有無にかかわらず、ご利用料金を支払うものとします。
４．前項の規定にかかわらず、本サービス利用契約が契約開始日の属する月に終了した場合、契約者は、月額料金の一月分に相当する金額を、当社が別途定める期日までに支払うものとします。
５．契約者は、本サービス利用契約が暦月の中途に終了した場合であっても、当月の月額料金を全額支払うものとします。契約者は、このような場合であっても、当社が本サービス利用契約の終了日が属する月の月額料金について日割り計算を行わないことを予め承諾します。
６．契約者が月額料金又はご負担金を支払わず、当社からのご連絡後、以下各号に定める期間内に契約者による支払いを当社が確認できなかった場合には、その理由を問わず、本サービス利用契約は終了する場合があります。また、本サービス利用契約の終了日以降に保証のお支払い対象となる保証対象事故が発生し又はその報告がなされても、本サービスを利用することはできません。
（１）支払方法としてクレジットカードを選択した契約者は当社からのご連絡後１か月以内
（２）支払方法として口座振替を選択した契約者は当社からのご連絡後２か月以内

第９条（通信料）

当社は、契約者から本サービスの利用申込を受けた場合、又は契約者等への本サービスの提供に

あたり、本サービス利用契約の締結時に契約者が申告した電話番号又はメールアドレスに対し、電子メール等をお送りする場合があります。
２．前項に基づき当社が契約者にお送りする電子メール等の受信に係る通信料、その他本サービスの利用申込又は本サービスの利用に際し必要な機器および通信手段は、契約者のご負担となります。

第２章　トラブルシューティング

第１０条（トラブルシューティングの概要）

トラブルシューティングとは、登録製品に関する不具合等について、契約者等からの本サービスに係る専用フリーコールへのお問い合わせを受けて、当社のオペレータが音声通話にて、トラブル解決のためのアドバイスを提供するサービスをいいます。
２．トラブルシューティングでは、本規約等の定めに従い、契約者等からのトラブルシューティングの利用申込依頼ごとに、取扱説明書の記載に基づいて対象となる機器の状態を確認します。

第１１条（トラブルシューティングの対象について）

当社は、次の各号に定める全ての条件を満たした契約者等からのお申し出に対し、本サービスサイト等にて定める提供時間中に、トラブルシューティングを提供いたします。
（1）ご契約番号に紐づく登録製品のうち、トラブルシューティング対象製品として当社が[本規約／本サービスサイト／本会員サイト]で別途指定した製品本体についてのお申し出であること
（2）第７条（本サービスの利用）第５項に定める本サービス利用契約の有効期間内であること
（3）日本語による意思疎通が可能であること
（4）日本国内で発生したトラブルについてのお申し出であって、サービス利用申込時に登録製品を滅失、盗難、紛失しておらず、当該登録製品について保証サービスをお申し込みしておらず、かつ他社の類似サービスをお申し込み中でないこと
（5）トラブルシューティング対象製品のメーカー保証書及び取扱説明書に記載されている使用上の注意などに従い正常な使用により発生したトラブルについてのサービス利用申込であること
（6）サービス利用申込時点で、第２７条（本サービスの停止・中断）適用中でないこと
（7）サービス利用申込時点で、契約者等が第２８条（利用停止等）、第３５条（本サービスにおける遵守事項、禁止行為）、又は第３９条（反社会的勢力）の定めに違反しておらず、そのおそれもないこと
２．トラブルシューティングご利用時には、当社オペレータが、契約者等に対して、サポート情報を提供し、又は、操作の実施を提案させていただく場合があります。当社は、トラブルシューティングにより、トラブル解決方法の提案に努めますが、トラブル解決方法の提示、又は、トラブル解決を保証するものではありません。

第１２条（トラブルシューティングの免責等）

トラブルシューティングご利用に際しては、第４０条（保証及び免責事項）の規定に加えて、当

社の行ったトラブルシューティングのご案内を受けての契約者等の操作による機器の不具合若しくは故障、又は、データの改ざん若しくは削除等に関して、当社は一切の責任を負わないことを予めご了承いただくものとします。
２．契約者等がトラブルシューティングのご利用により第三者（他の契約者等を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者等は自己の責任と費用でこれを解決し、これについて当社はいかなる責任も負担しないものとします。
３．契約者等は、登録製品の状態（通信環境又は故障、ソフトウェア等の動作環境、契約者等によるソフトウェアやアプリケーションの改変又は編集等を含みます）によって、当社オペレータが円滑に操作の実施提案等を行うことができず、トラブルシューティングのご提供ができない場合があることを予めご了承いただくものとします。

第３章　保証サービス

第１３条（保証サービスの概要）

契約者等は付帯保険に基づき提供される、登録製品保証を内容とする保証サービスを利用できるものとします。なお、契約者等が登録製品保証を利用できるのは、契約開始日又はその応当日から起算して１年（以下、「保証年度」といいます。）を経過する日までの期間において【別紙１】に定める保証上限金額までとし、契約者が既に保証限度額まで登録製品保証の保証請求を行っている場合は、登録製品保証の提供を行わないものとします。
２．契約者等は、引受保険会社の定める「修理費用保険に付随する約款並びに特約」及び本規約【別紙２】重要事項説明書「修理費用保険（まるごとホームサポート）付帯保険のご説明」にて定める内容に従って、保証サービスをご利用できます。
３．契約者は、本規約のいずれかの規定に基づいて本サービス利用契約の契約者としての地位に基づく権利を喪失したときには、保証サービスを利用する権利についても当然に失います。

第１４条（保証サービスの保証対象事故）

本サービスの対象となる保証対象事故は、次に掲げる「故障（水濡れによる故障を含みます。）」及び「外装破損」とします。
（１）本サービスの登録製品のメーカー保証書及び取扱説明書に記載されている使用上の注意などに従い正常な使用により不具合が生じた場合（水濡れによる不具合を含み、以下、「故障」といいます。）。
（２）登録製品が契約者等の故意又は重過失によらない偶発的な破損又は落下に起因して登録製品の機能が正常に機能しなくなった場合（以下、「外装破損」といいます。）。

第１５条（保証サービスのサービス提供関係者）

契約者等は、保証サービスの利用にあたって、引受保険会社に対する保険金の請求および受領に係る全ての権限（登録製品修理、交換製品の提供、金銭の支払いのいずれかを選択する権限を含みます。）及び手続の実施を、当社に委任することについて同意するものとし、当社の保証サー

ビスの提供をもって保険金請求権を放棄するものとします。
２．契約者及び契約者家族は、本サービス利用契約成立により、当社が引受保険会社との間で締結する本保険契約に自動的に加入し、被保険者となります。

第１６条（保証サービスの保証対象期間）

保証サービスの保証対象期間は、次の各号に定める保証開始日から第８条（ご利用料金）、第２８条（利用停止等）、第２９条（契約者からの解約申出）、第３０条（本サービス等の変更及び提供終了）、第３９条（反社会的勢力）、その他本規約等のいずれかの規定に基づく本サービス利用契約の解約、解除又は終了の日までの期間とします。ただし、保証対象期間は、対象製品の購入日から起算して 10 年間を超えないものとし、契約者等が本サービス利用契約の契約開始日より前に購入した対象製品については、契約開始日の前日から起算して 5 年以内に購入したものに限ります。また、第１７条（対象製品の登録）第 5 項にて定める、購入時の領収書等のご登録がなく購入日が確認できない場合の保証対象期間は、対象製品の発売月の初日から起算して 10 年間を超えないものとし、契約者等が本サービス利用契約の契約開始日より前に購入した対象製品については、契約開始日の前日から起算して 5 年以内に発売開始したものに限ります。
（１）契約者等が本サービス利用契約の契約開始日より前に購入した対象製品を登録した場合、契約開始日から起算して 31 日目が保証開始日となります。
（２）契約者等が本サービス利用契約の契約開始日以降に新たに購入した対象製品を登録した場合、購入日から起算して 31 日目が保証開始日となります。

第１７条（対象製品の登録）

保証サービスによって保証を受けることができる対象製品のうち、本サービスサイト等にて定める所定の方法で、所定の期間内に登録された製品を登録製品とします。
２．契約者等が本サービス利用契約の契約開始日に先立って購入した対象製品については、契約開始日から起算して 30 日目までに本サービスサイト等に所定の登録が必要になります。
３．契約者等が本サービス利用契約の契約開始日以降に新たに対象製品を購入した場合は、購入日から起算して 30 日目までに本サービスサイト等に所定の登録が必要になります。
４．契約者等が、第１９条（交換製品の提供）に基づき提供を受けた交換製品を登録製品とするためには、交換製品の受領日から起算して当社が本サービスサイト等にて定める期間内までに、契約者にて所定の登録が必要になります。
５．前各項に定める登録にあたり、契約者は、購入時の領収書の提出その他当社が本サービスサイト等で定める方法により、契約者等が当該製品の真正な所有者であることを証明しなければならないものとします。この際、第三者から契約者等への貸与品（インターネット接続用ルーター等）はご登録いただけません。また、購入時の領収書等のご登録がなく購入日が確認できない場合は、第１６条（保証サービスの保証対象期間）及び第２１条（金銭の支払い）に基づいてご提供可能な保証内容が制限されます。なお、対象製品の登録がない場合等、契約者のご利用状況を鑑みて、当社が保証内容のいずれかを指定させていただく場合や、保証をお断りすることがあります。予めご了承ください。

第１８条（登録製品保証）

契約者は、第１６条（保証サービスの保証対象期間）に定める保証開始日以降に、登録製品に生じた保証対象事故について、第１９条（交換製品の提供）、第２０条（登録製品修理）、第２１条（金銭の支払い）及び【別紙１】の定めに従い当社が提示する保証内容から保証を請求できるものとします。また、保証を受けるにあたり、契約者は、【別紙１】に定めるご負担金を負担いただきます。なお、支払方法として口座振替を選択した契約者は、第７条（本サービスの利用）に定める利用開始日以降に保証の請求が可能となります。利用開始日が保証開始日より遅い場合であっても、保証開始日以降に生じた保証対象事故については、保証の対象となります。

２．当社は、原則として、登録製品保証の提供時点において提供可能な保証内容（交換製品の提供、登録製品修理、金銭の支払いのいずれか又は全て）を契約者に提示します。ただし、当社は、本項下記各号に定めに従い、保証内容を指定させて頂くことがあります。

（１）交換製品の提供において、交換製品の製造または販売終了等により提供が困難な場合、交換製品の提供を保証内容として提示できない場合があります。

（２）登録製品修理において、登録製品の修理部材の不足等により修理対応が困難である又は終了している場合、登録製品修理を保証内容として提示できない場合があります。

（３）登録製品修理の対応期間が著しく長期に及ぶ場合、登録製品修理を保証内容として提示できない場合があります。

（４）登録製品と同等の交換製品の提供価格又は登録製品の修理価格が、登録製品発売時の市場価格、又は、第１７条（対象製品の登録）第５項に定める、購入時の領収書等に記載の対象製品の購入金額のいずれか低い方を著しく上回る額（以下、「金銭支払いの基準価格」といいます。）となる場合、交換製品の提供若しくは登録製品修理のいずれか、又は、その両方を保証内容として提示できない場合があります。

（５）金銭の支払い額が、登録製品と同等の交換製品の提供価格又は登録製品の修理価格を著しく上回る場合、金銭の支払いを保証内容として提示できない場合があります。

（６）第３５条（本サービスにおける遵守事項、禁止行為）各号のいずれかに該当する疑義があると当社が判断した場合、交換製品の提供、登録製品修理又は金銭の支払いのいずれかを保証内容として提示できない場合があります。

３．保証サービスの保証対象期間中に登録製品に生じた保証対象事故について保証サービスを受けることを希望する場合、お申込窓口となる本サービスサイト等上で指定の専用電話番号又は本会員サイトから各種保証をお申込ください。当社の了解を得ることなく、お申込窓口又は本会員サイト以外から直接各種保証をご依頼された場合には、登録製品保証の対象外となります。なお、第２０条（登録製品修理）第２項に定める修理代金の支払いは、当社がその提供を認めたものに限ります。

４．当社は、保証サービスの保証対象期間内かつ登録製品に保証対象事故が発生した日から起算して 30 日以内に契約者からの請求が行われた場合に限り、登録製品保証を実施することができます。また保証にあたり、第１７条（対象製品の登録）に定める登録が完了している必要があります。なお、当社は、保証の申込受付時に必要と判断した場合は、契約者等に対し保証対象事故発生の事実及びその発生日を確認するために当社が定める書類、資料（製品画像、事故詳細確認書類等）及び、本人確認書類等の提出を求める場合があり、この場合、契約者等はこれに応じるものとします。

５．契約開始日又はその応当日から起算して１年を経過するまでの期間（登録製品の変更、月額料金の変更がなされた場合も期間は変更されません。）に、契約者が【別紙１】に定める年間の保証上限金額まで登録製品保証の保証請求を行っている場合、上限金額超過後は登録製品保証をご利用できないものとします。年間の保証上限金額は、翌保証年度の契約開始日をもって【別紙１】に定める年間の保証上限金額に戻ります。
６．登録製品保証の申込完了後、契約者の都合による申込の取り消しは原則として受け付けません。
７．本章に定める他、保証サービスの提供にあたっての制限事項や対象外となる詳細な事由については、本規約【別紙２】重要事項説明書「修理費用保険（まるごとホームサポート）付帯保険のご説明」に定めるとおりとします。
８．第１９条（交換製品の提供）に基づいて旧登録製品を、又は第２１条（金銭の支払い）に基づいて登録製品を返却する際に、登録済の登録製品であると当社が判断できない製品が返却された場合、保証を撤回又はお断りすることがあります。

第１９条（交換製品の提供）
当社は、保証サービスにおいて、【別紙１】に定める保証上限金額から交換製品提供に関連して発生する諸費用の範囲内で購入可能な、登録製品と同種製品を交換製品として、本サービスの契約申込にあたり契約者が申告した登録住所に当社が定める方法によりお送りします。また、契約者は、【別紙１】に定めるご負担金を負担するものとします。
２．前項の場合において、当社が発送した交換製品を契約者等が受領しなかった結果当社に返送されたときは、これらの製品等については、当該製品等が当社に返送された時点をもって、その所有権が当社に移転し、当社が自由に使用し、処分できるものとします。また移送中に当社が指定した配送会社の責めに帰すべき事由による故障、破損等が発生した場合は、契約者に対し登録製品の保証内容を改めて取り決めできるものとします。
３．旧登録製品の所有権は、本条に基づき当社から交換製品を契約者等が受領した時点で、当社に移転するものとします。
４．当社が交換製品を提供するに際して、契約者は、当社が指定する製品一覧（以下、「製品ラインナップ」といいます。）の中から自ら選択した製品の提供を受けることができるものとします。なお、製品ラインナップは予告なく変更され又は限定される場合があり、契約者はラインナップ以外からメーカー、機種、型番、購入する販売店等の指定をすることはできません。
５．前項にて当社が指定する製品ラインナップには、新品のほか販売業者が性能を認める整備品や純正ではない付属品が含まれる場合があります。
６．契約者は、本条に基づき当社が提供した交換製品又は付属品（以下、総称して「交換製品等」といいます。）について、受領した時点で破損その他不具合を発見したとき又は本サービスサイト等で確認できる保証受付日から起算して 14 日以内に自然故障が発生したとき（以下、総称して「交換製品初期不良等」といい、通常の使用に支障のないものとされている損傷又は汚損を除きます。）は、当社が別途本サービスサイト等に定める期間内にその旨を当社に申し出るものとし、当社の指示に従い当該交換製品初期不良等が発生した交換製品等を当社に返送できるものとします。当社は、本項に基づき契約者より当該交換製品等が返送され、これに交換製品初期不良等を認めた場合は、契約者に対し当該交換製品等と同種品の新たな交換製品等をご送付する

ことにより無料で交換いたします。ただし、当該交換製品初期不良等が契約者等又は第三者の故意又は過失により生じたものと認められる場合は、この限りではありません。本項に基づき当社が定める期間内に契約者よりお申出のなかった交換製品初期不良等については、後日契約者からのご申告があった場合でも、本項に基づく無料交換の対象外とします。なお、本項に基づく交換製品等の無料交換にかかる費用は、第１３条（保証サービスの概要）に定めるご利用保証上限金額の利用に算入されません。

７．契約者等は、本条に基づき当社が提供した交換製品についても、継続して登録製品保証を利用できます。

８．提供する交換が設置工事を伴う製品であった場合、契約者等の都合にて従来の設置場所と異なる位置へ設置依頼された際に発生する脱着や設置工事費用等、その他工事に関する費用は、契約者等の負担となります。

９．交換製品の提供後、契約者は旧登録製品を当社又は当社が指定する業者へ返却するものとします。なお、保証申込時に申告いただいた登録製品と返却品に相違がある場合には、改めて正しい登録製品をご返却いただきます。またその際の返却費用は契約者のご負担となります。

１０．前項の返却時に、旧登録製品と一緒にご送付された付属品等については、当社に送付された時点をもってその所有権が当社に移転し、当社が処分できるものとします。

１１．提供可能な同種品の提供価格が【別紙１】に定める保証上限金額を超過する場合、契約者が、当該超過分の金額を負担することを事前に同意することにより、第１８条（登録製品保証）第 5 項にかかわらず、交換製品提供を続行できます。

第２０条（登録製品修理）

当社は、保証サービスにおいて、登録製品修理の費用及びこれに関連して発生する諸費用が【別紙１】に定める保証上限金額（又はその残額）の範囲内である限りにおいて、登録製品修理を提供します。その際、契約者は、【別紙１】に定めるご負担金を負担します。

２．前項で定める登録製品修理に関して、当社が修理代金の支払いの提供を認めた場合に限り、契約者等は修理代金の支払いをご利用いただけます。ただし、修理代金の支払いのご利用は当社が本サービスサイト等にて指定する修理業者での修理に限ります。また、当社は契約者等に対し、第１８条（登録製品保証）第 4 項で定める保証対象事故発生の事実を確認するための資料（製品画像、事故詳細確認書類等）、及び修理ご利用時の修理費明細等の提出を求め、契約者等はこれに応じるものとします。なお、1 回あたりの修理代金の支払いは【別紙１】に定める修理代金の支払い金額を上限として、ご負担金と対当額で相殺されたうえで提供されるものとします。

３．本条第 1 項の場合において、当社が発送した修理製品を契約者等が受領しなかった結果当社に返送されたときは、これらの製品等については、当該製品等が当社に返送された時点をもって、その所有権が当社に移転し、当社が自由に使用し、処分できるものとします。また移送中に当社が指定した配送会社の責めに帰すべき事由が発生した場合は、発生が確認された時点をもってその所有権が当社に移転し、契約者に対し登録製品の保証内容を改めて取り決めできるものとします。

４．契約者は、本条に基づき当社が提供した登録製品修理について、受領した時点で破損その他不具合を発見したとき又は本サービスサイト等で確認できる修理完了日から起算して 14 日以内に自然故障が発生したとき（以下、総称して「修理初期不良等」といい、通常の使用に支障のな

いものとされている損傷又は汚損を除きます。）は、当社が別途本サービスサイト等に定める期間内にその旨を当社に申し出るものとし、引受修理対応又は訪問修理対応にて、当該修理製品等に修理初期不良等が認められた場合、無料修理を受けられるものとします。ただし、当該修理初期不良等が契約者等又は第三者の故意又は過失により生じたものと認められた場合は、この限りではありません。本項に基づき当社が定める期間内に契約者よりお申出のなかった修理初期不良等については、後日契約者からのご申告があった場合でも、本項に基づく無料修理の対象外とします。なお、本項に基づく無料修理にかかる費用は、第１３条（保証サービスの概要）に定めるご利用保証上限金額の利用に算入されません。

５．契約者等は、本条に基づき当社が提供した修理製品についても、継続して登録製品保証を利用できます。

６．登録製品の修理期間中における貸出機（代用品）の提供は行いません。

７．記憶装置を持つ製品においては、修理の際にデータの消去をともなう場合があります。契約者は、修理を依頼する際には、データの消去をともなうこと及び当社はデータ復元には応じられないことについて、同意いただくものとします。

８.契約者は、登録製品修理にあたり、純正品以外の部品が使用される場合があることについて、あらかじめ承諾のうえ本条に基づく請求を行うものとします。

９．登録製品の故障及び損害状態によっては、診断・検査・修理過程でお預かりした状態より症状が悪化又は進行する場合があります。また、それらの症状が発生した場合は、完全な修理が特に困難となることをあらかじめ承諾するものとします。

１０．提供する修理が設置工事を伴う製品であった場合、契約者等の都合にて従来の設置場所と異なる位置へ設置依頼された際に発生する脱着や設置工事費用等、その他設置工事に関する費用は契約者等の負担となります。

１１．提供可能な登録製品修理費用が【別紙１】に定める保証上限金額（又はその残額）を超過する場合、契約者が、当該超過分の金額を負担することを事前に同意することにより、第１８条（登録製品保証）第 5 項にかかわらず、登録製品修理の提供を続行できます。

第２１条（金銭の支払い）

保証サービスにおいて、当社が提案した交換製品の提供又は登録製品修理の提供について契約者の同意が得られない場合、又は当社の都合によりこれを提供できない場合には、本保険契約に基づく保険金の給付により金銭の支払いが提供されるものとします。またこの場合、当該保険金は、【別紙１】「ご負担金」に定めるご負担金と対当額で相殺されたうえで提供されるものとします。

２．前項に定める金銭の支払先は、契約者本人名義の口座が対象になります。

３.金銭の支払いにあたり、契約者には登録製品を当社又は当社が指定する業者へ送付頂きます。当社にて当該登録製品を受領後、登録製品の状態を当社で確認し、保証請求事由と一致した場合は、本保険契約に基づく保険金の給付により金銭が支払われるものとします。なお、保証申込時に申告いただいた登録製品と返却品に相違がある場合には、改めて正しい登録製品を送付いただきます。またその際の返却費用は契約者のご負担となります。

４．前項に基づく返却時に、登録製品と一緒に送付された付属品等は、当社に送付された時点をもってその所有権が当社に移転し、当社が処分できるものとします。また移送中に当社が指定し

た配送会社の責めに帰すべき事由が発生した場合は、契約者に対し登録製品の保証内容を改めて取り決めできるものとします。
５．提供可能な金銭の支払い額が【別紙１】に定める保証上限金額（又はその残額）を超過する場合、保証上限金額（又はその残額）を上限として金銭が支払われます。

第２２条（契約者等が負担する費用）
次の費用は、保証サービスには含まれておらず、契約者等の負担となります。
（１）登録製品の修理提供時に、契約者等の都合にて従来の設置場所と異なる位置へ設置依頼された際に発生する脱着や設置工事費用（工事費、材料費及び諸経費等を含みますがこれに限られません。）。
（２）離島及び当社の指定する遠隔地への修理依頼の際に発生する登録製品の往復送料及び出張に掛かる費用につき、契約者等の都合により特別対応になった際の追加費用。（消費税を含みます。）当社が手配した基本費用はこれに含まれません。
（３）保証上限金額の超過等により、契約者等の費用負担が発生した場合、その費用及び振込手数料又は代引き手数料（消費税を含みます。）。
（４）交換製品の提供時に、契約者等の都合にて従来の設置場所と異なる位置へ設置依頼された際に発生する脱着や設置工事費用（工事費、材料費及び諸経費等を含みますがこれに限られません。）
（５）契約者等が自身で手配する登録製品の処分にかかる費用。
（６）登録製品修理を依頼した際に、保証サービスの対象外となる事由により生じた修理技術費用、修理見積費用、運送費用、出張費用、部品代、振込手数料、代引き手数料、その他の諸費用（消費税を含みます。）。

第２３条（違約金）
契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者は、別途所定の支払期日までに違約金として、損害賠償金とは別に、本サービス利用契約一件につき別途本サービスサイト等にて当社が定める金額をお支払いただくものとします。
（１）第１９条（交換製品の提供）に違反し、旧登録製品を送付期限内に当社に送付しなかった場合。
（２）第１９条（交換製品の提供）に違反し、保証サービスの申込後に旧登録製品を返送しなかった場合。
（３）第１９条（交換製品の提供）に違反し、保証サービスの申込を取り消されたにもかかわらず、当社が提供した交換製品を当社の指定した期限までに当社に返送しなかった場合。
（４）第３５条（本サービスにおける遵守事項、禁止行為）第４号、第５号、又は第７号のいずれかに違反して登録製品保証を申し込まれた場合。
２．当社は、契約者にお支払いただいた本サービス料金等については、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
３．旧登録製品を返送いただけない場合は、ご登録メールアドレスへ旧登録製品の返却案内をご連絡いたします。メール未着による旧登録製品の未返却時も同様に契約者に違約金をお支払いいただくものとします。

第２４条（保証サービスによる保証対象外となる事由）

次の各号のいずれかにあてはまる場合は保証サービスによる保証対象外となり、保証サービスは提供されません。保証対象外となる場合の詳細な事由については本保険契約の約款に準じます。

（１）保証サービスの提供条件を満たしていない製品であった場合。

（２）本サービス利用契約の名義が法人名義である場合。

（３）本サービス利用契約の登録住所が契約者の居住用住宅でない場合。

（４）登録製品のメーカー保証書及び取扱説明書等の使用上の注意等による正しい使用方法とは異なる不適切な使用、又は想定された用法や限度を超える過酷な使用により生じた故障若しくは損傷である場合。

（５）保証請求事由が、登録製品の自然の消耗若しくは劣化又は性質によるむれ、変色等による損害（電池パック又はバッテリーの消耗を含みます。）、及び傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害であって、登録製品の機能に影響が生じていないものである場合。

（６）依頼された登録製品の修理が契約者等の都合により実施されない場合、又は修理の依頼をキャンセルした場合において生じた修理見積費用、運送費用、出張費用、振込手数料、代引き手数料、その他の諸費用（消費税を含みます。）。

第２５条（間接的損害等の取扱い）

登録製品、交換製品又は修理製品の故障又は損傷等に起因して生じる次に掲げる損害については、保証サービスの対象とはならず、当社は一切の責任を負わないものとします。

（１）身体傷害（傷害に起因する死亡及び怪我を含みますがこれに限られません。）。

（２）他の財物（ソフトウェアを含みますがこれらに限られません。）に生じた故障又は損傷等の損害。

（３）登録製品、交換製品、修理製品、その他の財物が使用できなかったことにより生じた損害。

第４章　一般条項

第２６条（契約者等に関する情報の取り扱い）

当社は、契約者が本サービスの利用申込に際して申告した内容及び当社に提供した情報（契約者等に係る氏名及び名称、電話番号、住所、Ｅメールアドレス等の情報、ご契約番号とそれに含まれる情報、ご申告いただくクレジットカード等の情報を含みます。）、契約者等の登録製品情報（契約者が本会員サイトを通じて登録した、契約者等の保有する当社所定の登録製品に関する型番、型番を取得するために撮影した画像・購入日・保証期限等の情報を含みます。）、契約者等が本サービス保証を利用した際に本人確認のために提供する個人情報等を取得します。

２．当社は、前項に基づき取得した情報を、以下各号に定める目的で利用します。

（１）本サービス及び当社が主体となって提供するオプションサービスの提供、運営、契約者等の管理、品質向上、利用分析。

（２）当社が契約者等にとって有益と考える情報の通知、配信等の提供。

（３）本規約に定める禁止行為への対処。

３．当社は、本条第１項により取得した情報を、前項に定める目的に必要な範囲で引受保険会社

に提供いたします。
４．当社は、本条第１項により取得した情報を、本条第２項に定める目的に必要な範囲で業務委託先に開示することがあります。
５．前各項に定める他、本サービスに関して取得した契約者等に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「プライバシーに関する通知」が適用されます。
アシュリオン・ジャパン株式会社：https://www.asurion.com/privacy-notice/ja/

第２７条（本サービスの停止・中断）
当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、本サービスの提供を一時的に停止又は中断することがあります。
（１）本サービスを提供するために使用するネットワーク、システム又は設備について点検、保守又は工事を定期的・臨時的に行う必要があるとき。
（２）自然災害、テロ行為、戦争、暴動、騒乱、労働争議、感染症の感染拡大、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が困難又は不可能になったとき。
（３）本サービスに係るシステム、通信回線又はネットワーク等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス又はハッキング等により、停止又は中断が必要であると当社が判断したとき。
（４）本サービス以外のサービスに、トラブル、サービス提供の中断若しくは停止、本サービスとの連携の停止、又は仕様変更等が生じたとき。
（５）その他、当社が合理的な理由により、本サービスの提供を停止又は中断する必要があると判断したとき。
２．当社は、前項に定める他、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができます。
３．当社は、本条第１項及び前項の規定に基づき本サービスの提供の停止若しくは中断又は利用の制限等を計画している場合には、契約者に予め周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該周知を行わないことがあります。
４．当社は、本条第１項及び第２項の規定に基づき本サービスの提供を中止し、若しくは中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、本サービス料金等の減免等は行わず、これにより、契約者等に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。

第２８条（利用停止等）
当社は、契約者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知又は催告をすることなく、当該契約者等の本サービスの利用を停止できるものとします。なお、本項に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、契約者は、当該利用停止日の属する月に係る本サービス料金等の支払義務を免れないものとします。
（１）契約者等が過去に若しくは現に本規約等に違反したとき。
（２）契約者等の登録情報に虚偽があることが判明した場合。
（３）契約者等が当社、又は本サービスの他の契約者その他の第三者に、損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で、本サービスを利用した又は利用しようとした場合。

（４）契約者等による保証請求が転売目的であると当社が判断したとき。
（５）契約者等が本サービス料金等その他の本規約等に基づく金銭債務を、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（６）契約者等が当社の提供するサービスの利用に係る料金その他の当社に対する金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（７）契約者がクレジットカード会社の決済承認を受けることができなかった場合、又はその他不正利用の疑いがある場合。
（８）契約者等が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の申立てがなされた場合。
（９）契約者等が第３５条（本サービスにおける遵守事項、禁止行為）の定めに違反したとき。
（１０）その他、本サービスの利用が不適切であると当社が判断したとき。
２．当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知又は催告をすることなく、当該契約者との本サービス利用契約の全部又は一部を解除することがあります。
（１）本規約のいずれかの条項に違反し、当社から違反の是正を求められたにもかかわらず、当社の通知した履行期間以内に当該違反を是正しなかった場合。
（２）前項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に定める場合。
（３）死亡した場合。
（４）支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合、差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合、又は租税公課の滞納処分を受けた場合。
（５）前各号の他、当社が、契約者による本サービスの利用を適当でないと合理的な根拠に基づき判断した場合。
３．本条第１項の規定により当社が本サービスの利用を停止している間、契約者等は本サービスの全部又は一部の利用を行うことができません。また、この間に登録製品に保証対象事故を生じたことにより発生した被害は、利用を停止している期間が経過した後においても保証サービスの対象外とします。
４．本条第１項の規定により当社が本サービスの利用が停止している間も、本サービス料金等の支払義務を免れないものとします。
５．本条第 1 項又は第２項の規定に基づき、本サービスの利用が停止されたことにより契約者等に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。
６．契約者は、前項各号のいずれかに該当した場合、当社から何らの通知催告がなくとも、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して弁済しなければならないものとします。

第２９条（契約者からの解約申出）

契約者は、本サービス利用契約の解約を希望されるときは、当社が別途本サービスサイト等に定める方法に従い当社に対して本サービスの解約を申し出るものとします。なお、契約者が登録製品を廃棄、譲渡等したことにより契約者のお手元に無い場合にも、本サービス利用契約を解約しない限り本サービス利用契約は継続します。
２．前項に従い契約者が本サービス利用契約を解約した場合、保証年度内の再加入を認めません。ただし、解約時点で契約者が一度も保証サービスをご利用しておらず、かつ、本規約のいずれの

条項にも違反していなかった場合等、当社が特別に再加入を認める場合を除きます。
３．契約者は、スマホ追加オプションのみの解約を希望される場合、追加契約開始日から１年経過以降に解約を申し出ることができるものとします。

第３０条（本サービス等の変更及び提供終了）
当社は、当社の都合により、本サービスの内容の全部若しくは一部を変更し、又は本サービスの提供を終了（かつ本サービス利用契約を終了）できるものとします。なお、当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は、契約者に対し事前に通知するものとします。
２．当社は、当社が適当と判断する方法により予告なく本規約の内容の全部又は一部を追加、変更、廃止等の改定をできるものとします。この場合、当社は、第３１条（通知）に従い、当該改定の内容及びその効力発生日を契約者に通知するものとします。契約者は、通知された改定内容に同意しない場合は、すみやかに本サービス利用契約の解約手続を講じなければならないものとします。契約者が当該改定日後に本サービスの利用等の行為を行った場合、当社は契約者が当該改定の内容を承諾したものとみなすことができるものとします。
３．本サービスの全部又は一部を変更及び終了したことにより契約者等に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。

第３１条（通知）
当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
（１） 契約者の登録住所への郵送等による通知
（２） 契約者の電子メールアドレスへの通知
（３） 本サービスサイト等上での通知
２．契約者への通知は、前項に定める方法により、当社が通知を発した時点でなされたものとみなします。
３．当社は本条第１項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト等上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する通知に代えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト等上に掲載した時点をもって、契約者に対して、当該通知がなされたものとみなします。

第３２条（変更の届け）
１．契約者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの利用に伴い当社へ届け出た内容に変更があった場合は、すみやかに当社所定の方法で当社に届け出るものとします。なお、契約者が届出内容の変更があった場合にもかかわらず、当社に届出をしない場合（当社への届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、本規約に定める当社からの通知については、当社が契約者から届出を受けている連絡先へ発信したことにより、通知を行ったものとみなします。
２．前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があります。契約者はこれに応じるものとします。

第３３条（本サービス利用契約終了後の処理）

契約者等は、本サービス利用契約が終了した場合、その理由にかかわらず、直ちに本サービスの利用を終了しなければならないものとします。

２．本サービス利用契約が終了した場合、その理由を問わず、当社は、本サービスに係る契約者等に関するデータを消去でき、本サービス利用契約に基づく契約者等の権利は消滅するものとします。

３．当社は、前項に基づいて契約者等に関するデータを消去したことによって契約者等に生じた損害について責任を負わないものとします。

４．契約者等は、本サービス利用契約が終了した場合、本サービスに係る契約者等に関するデータを回復できないこと、及びいかなる本サービスも利用できなくなることに、予め同意するものとします。本サービス利用契約の終了後も、第２条（本規約）、第３条（用語の定義）、第８条（ご利用料金）、第２６条（契約者等に関する情報の取り扱い）、第３３条（本サービス利用契約終了後の処理）、第３６条（秘密保持）、第３７条（知的財産等）、第３９条（反社会的勢力）、第４０条（保証及び免責事項）、第４１条（損害賠償）、第４２条（不可抗力）、第４３条（分離可能性）、並びに第４５条（準拠法、管轄裁判所）の規定は、なお有効なものとして存続するものとします。

第３４条（第三者コンテンツ）

契約者等は、本サービス又は本サービスサイト等を通じて、当社以外の第三者が製作し、提供するコンテンツ、ウェブサイト、製品、又はサービス等（以下、「第三者コンテンツ」といいます。）に触れる可能性があります。当社は第三者コンテンツを審査しておらず、(i)第三者コンテンツ及び(ii)契約者等による第三者コンテンツへのアクセス又は使用について責任を負いません。契約者等は、契約者等自身の責任で第三者コンテンツにアクセス、使用するものとし、本規約又は当社の定めるプライバシーに関する通知は第三者コンテンツには適用されないものとします。

第３５条（本サービスにおける遵守事項、禁止行為）

契約者等は、本サービス及び本サービスサイト等の利用にあたって、次の各号における行為を行ってはならないものとします。

（１）契約者は、本サービスが円滑に行われるように、全面的に協力するものとします。

（２）契約者は、本サービスを提供するために必要となる通信料その他の費用を負担するものとします。

（３）契約者は、本サービスの提供に関する問合せ又は苦情等の申し出を行う場合、本会員サイトで定める窓口へ連絡するものとします。

（４）本規約の規定に違反する行為。

（５）本サービス又は本サービスサイト等の利用申込時及び利用時にあたり当社に対して虚偽又は架空の情報を登録、届出又は申告する行為。

（６）本サービス又は本サービスサイト等を違法又は不正の目的で利用する行為。

（７）第三者になりすまして本サービスを利用する行為。

（８）犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為。

（９）本サービス、本サービスサイト等又は当社の業務を阻害する行為や支障をきたすおそれのある行為。

（１０）当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為。
（１１）法令、本規約等若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
（１２）本サービスを有償、無償を問わず、営業目的で利用する行為（本サービスを第三者に再販売する行為を含みますが、これに限られません。）。
（１３）第３９条（反社会的勢力）に違反する行為。
（１４）その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為。
（１５）本規約等に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為又は本規約等を逸脱する行為及びそれに類する行為
（１６）本サービスに関係する個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
（１７）政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切とそれに類する行為
（１８）新規加入割引期間中に退会し、再度入会する等の行為
（１９）その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切であると当社等が判断する行為

第３６条（秘密保持）
契約者等は、本サービスに関連して当社が契約者等に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱わなければならないものとします。

第３７条（知的財産等）
本サービスにおいて当社が契約者等に提供する一切の物品、情報等の有形又は無形の構成物（本規約、本サービスサイト等、その他の当社のホームページ、当社から配信されるメールマガジン等を含みます。）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は当社にライセンスを許諾している第三者に帰属するものとします。
２．契約者は、本サービス又は本サービスサイト等におけるサービスの向上等に関してコメント又はアイデアを提供した場合、当社はかかるコメント又はアイデアを採用する義務を負わず、これについて契約者に報酬を提供することなく利用し、第三者に開示できるものとします。

第３８条（保存データのバックアップ等）
契約者等は、自己の責任で、登録製品に保存されたソフトウェア、データ、ファイル等（以下、「保存データ」といいます。）を自己の責任及び費用においてバックアップするものとし、保存データの喪失、改変、破損等について当社は責任を負わないものとします。また、当社は、保存データの消去義務を負わず、当社が保存データを消去しなかったこと又は保存データを消去したことに起因する損害について、当社は責任を負いません。登録製品のソフトウェア、データ、ファイル等について契約者が適切なバックアップを実施していないと当社が判断する場合、当社は本サービスの提供をお断りする場合があります。

第３９条（反社会的勢力）

契約者等は、当社に対し、次の各号の事項に該当しないことを確約するものとし、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

（１）暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者の構成員（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

（２）自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（３）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

２．契約者等は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３．当社は、契約者等が前項に違反した場合、何らの通知催告なく、本サービス利用契約の全部又は一部を直ちに解除できるものとします。この場合、当社は、当該解除によって契約者等に生じた損害を賠償する責任を負いません。

第４０条（保証及び免責事項）

当社は、本サービスが、契約者等の特定の目的に適合すること、特定の結果を実現すること、あらゆるOS、ウェブブラウザ又はアプリのバージョンにおいて良好に利用できること、期待する機能、商品的価値、安全性、信頼性、正確性、有用性又は適法性を有すること、第三者の権利を侵害しないこと、継続的に利用できること、中断、中止その他の障害が生じないこと、バグや不具合が生じないこと、並びにハッキングや盗難が生じないことにつき、明示又は黙示を問わず、何ら保証しません。

２．本サービスは、外部サービスと連携することがありますが、当社は、当該連携において契約者等が当該外部サービスを利用できることを一切保証しません。

３．契約者等は、本サービスと連携する外部サービスを利用する場合、当該外部サービスの利用規約その他の条件を、契約者等の費用負担と責任で遵守するものとし、契約者等と当該外部サービスを提供する事業者との間で紛争等が生じた場合には、契約者等の費用負担と責任において、これを処理しなければならないものとします。

４．当社は、本規約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとします。当社は、本規約の各条項において保証しないとしている事項、責任を負わないとしている事項、契約者等の責任としている事項について、当社に故意又は重過失がある場合を除いて、責任を負いません。当社は、本サービスに関して契約者等に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重過失がある場合を除いて、責任を負いません。

５．契約者が、本サービスによって提供されるサービスの利用に関して他の契約者等又は第三者（契約者家族を含みますがこれに限られません。以下、本条において同じです。）からクレームを受け又はその者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、自己の費用負担と責任において当該クレーム及び当該紛争を処理しなければならないものとし、当社に迷惑をかけないものとします。また、契約者は、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告しなければならないものとします。

第４１条（損害賠償）

当社が、契約者等に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が契約者等に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益）に限られるものとし、その賠償額は契約者から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。但し、当社の故意又は重大な過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。

２．契約者等が本規約等に定める事項に違反したことにより当社が損害を被った場合、契約者等は、当社に対し当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第４２条（不可抗力）

当社は、天災地変（台風、津波、地震、風水害、落雷及び塩害等を含みますが、これらに限られません。）、火災、感染症、伝染病、疫病、サイバー攻撃、公害、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、法令又は規則の制定又は改廃、公権力による命令又は処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関又は通信回線等の事故その他の不可抗力によって本サービスの履行等が妨げられた場合、かかる不可抗力によって契約者に生じた損害又は不利益について責任を負いません。

第４３条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第４４条（譲渡禁止、当社による譲渡）

契約者等は、本規約等に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

２．当社は、本規約等に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡できるものとします。

第４５条（準拠法、管轄裁判所）

本規約等及び本サービス利用契約は、日本法に従って解釈・適用されるものとします。

２．契約者及び当社は、本規約に関連した訴訟を行う場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第４６条（協議解決）

当社及び契約者は、本規約等に定めのない事項又は本規約等の解釈に疑義が生じた場合には、互

いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第４７条（完全合意）

本規約は、契約者が当社との間で本サービス利用契約を締結した日における契約者と当社との完全な合意を規定したものであり、本サービス利用契約締結以前に契約者と当社との間でなされた合意事項等と本規約の内容とが相違する場合は、本規約が優先するものとします。

附則

本改正規約は２０２５年１０月２８日より適用します。

【別紙１】

- 月額料金：1,980 円（税込）
- スマホ追加オプション料金：追加一台につき 500 円（税込）
- 対象製品：スマートフォン（※１）、パソコン、タブレット、デジタルカメラ（本体)、デジタルビデオカメラ（本体)、ワイヤレスイヤホン、スマートスピーカー、スマートウォッチ、ゲーム機（本体)、プリンター

 ※１：登録できるスマートフォンは２台までとし、３台目以降は本サービス利用規約で定めるスマホ追加オプションプランをご契約いただいている場合に限ります。
- 保証上限金額：
 - 本サービス利用契約：年間 30 万円（税込）
 - スマホ追加オプションプラン:本サービス利用契約上限に加えて年間 10 万円(税込)。複数台追加した場合も上限金額の変更はありません。
- ご負担金：5,500 円（税込）
- 修理代金の支払い金額：第１８条（登録製品保証）で定める、金銭支払い額を上限とし、ご負担金と対当額で相殺されたうえで提供されるものとします。
- 金銭の支払い額：以下の方法により、算出致します。なお、第２１条（金銭の支払い）第１項に定める通り、以下算出額と本別紙１「ご負担金」欄に定めるご負担金が対当額で相殺されたうえで提供されるものとします。

 金銭の支払い額＝(i)下記【表１】の 対象製品別の経過年数（※２）に応じた残価割合 ×(ii)登録製品発売時の市場価格又は第１７条（対象製品の登録）第５項に定める、購入時の領収書等に記載の対象製品の購入金額のいずれか低い方。なお端数が生じた場合は小数点第一位を四捨五入して１円単位とします。

 ※２：経過年数は、第１７条（対象製品の登録）第５項にて定める、購入時の領収書等で対象製品の購入日が確認できる場合は購入日を起算日とし、確認できない場合は対象製品の発売月の１日を起算日として算出いたします。

【表１】対象製品別の経過年数に応じた残価割合（%）

残価割合（%）		経過年数									
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
対象製品の種別	スマートフォン－Apple	95	90	80	70	60	53	46	39	32	25
	スマートフォン–その他	75	62	55	48	41	34	27	23	19	15
	パソコン-Apple	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50
	パソコン-その他	80	65	55	45	40	35	30	25	20	15

	タブレット-Apple	95	90	90	85	80	75	70	65	60	55
	タブレット-その他	85	75	65	55	50	45	40	35	30	25
	プリンター	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
	ワイヤレスイヤホンーApple	95	85	80	75	70	62	54	49	44	39
	ワイヤレスイヤホンーその他	75	60	50	45	40	35	30	25	20	15
	スマートウォッチーApple	95	85	80	75	70	65	60	55	50	45
	スマートウォッチーその他	75	60	50	45	40	35	30	25	20	15
	スマートスピーカー	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
	デジタルカメラ（本体）	95	90	87	84	82	80	78	76	75	74
	デジタルビデオカメラ（本体）	90	80	75	70	65	60	55	50	45	40
	ゲーム機(本体)	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50

【別紙２】

【重　要　事　項　説　明　書（契約情報）】

修理費用保険（まるごとホームサポート付帯保険）のご説明

レスキュー損害保険株式会社

■本書面はご契約に関する重要な事項（契約概要・注意喚起情報等）についてご説明しています。お申込み前に必ず読んでいただきますようお願いします。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款・特約」に記載していますので、必要に応じてご覧ください。ご不明な点につきましては、弊社までお問合せください。

■お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

■当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

１．商品の仕組み

修理費用保険（まるごとホームサポート付帯保険）とは、アシュリオン・ジャパン株式会社が保険契約者となり、まるごとホームサポートの利用規約に定める契約者等を被保険者とし、偶然な事由（注１）によって、被保険者が所有する対象の製品が使用不能（対象の製品を使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額を限度として保険金をお支払いする保険商品です。

（注１）故障（水濡れによる故障を含みます）と外装破損をいいます。盗難・紛失は補償対象外です。

２．補償内容

（１）保険の目的（契約対象物）の範囲

修理費用保険（まるごとホームサポート付帯保険）における保険の目的（契約対象物）は、日本国内に所在し、次の①～⑩の条件を満たす【表 1】に規定される製品となります。（以下、「保険の目的物」といいます。）製品に挿入する SIM カード、メモリーカード、電池パック等および充電器、AC アダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

① まるごとホームサポートの利用規約で定める期間内に所定の方法で登録されていること

② 被保険者が日常生活で使用することを目的として購入、使用されている製品であること

③ まるごとホームサポートの利用規約で定める登録住所が被保険者の居住の用に供する住宅であり、主な利用がその住所である製品であること。（ポー

タブル製品を除く）

④ 購入日から起算して１０年以内の製品であること（注１）

⑤ まるごとホームサポートの契約開始日より前に購入した製品については、購入日が契約開始日の前日から起算して５年以内の製品であること（注２）

⑥ 日本国内で発売されたメーカーの正規品（まるごとホームサポートの利用規約に基づいて修理を受けた修理済製品を含みます）である製品であること

⑦日本国内で修理受付可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な製品であること

⑧日本円で購入した製品であること

⑨補償開始日時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している製品であること

⑩被保険者が所有している製品であること

【表１】

スマートフォン（携帯電話を含み、以下総称して「スマートフォン」といいます。）（注３）
パソコン
タブレット
デジタルカメラ（本体）、デジタルビデオカメラ（本体）
ワイヤレスイヤホン
スマートスピーカー
スマートウォッチ
ゲーム機（本体）
プリンター

（注１）購入時の領収書等のご登録がなく、購入日が確認できない場合は、保険の目的物のメーカー発売月の１日から起算して１０年以内の製品であること。

（注２）購入時の領収書等のご登録がなく、購入日が確認できない場合は、保険の目的物のメーカー発売月の１日が契約開始日の前日から起算して５年以内の製品であること。

（注３）登録できるスマートフォンは２台までとし、３台目以降はまるごとホームサポートの利用規約で定めるスマホ追加オプションプランをご契約いただいている場合に限ります。

（２）保険金をお支払いする場合

偶然な故障（水濡れによる故障を含みます）または外装破損によって保険の目的物が使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して損害保険金を支払います。

（３）損害額の決定

保険の目的物が故障または外装破損した場合は、メーカー等が発行する書類（注１）をもとに、次のとおり損害額を決定します。

①保険の目的物を修理した場合は、修理費用（注２）とします。

②保険の目的物を同等品と交換をした場合は、交換費用（注３）とします。

③保険契約者および被保険者の過失の有無を問わず、修理又は同等品との交換を行わなかった場合は、損害が発生した保険の目的物の購入日が確認できる場合は購入日を起算とし、確認できない場合はメーカー発売月の１日を起算として、購入金額またはメーカー発売時の市場価格のいずれか低い方に下記【表２】の残価割合を乗じて得た金額とします。端数が生じた場合は小数点第一位を四捨五入して１円単位とします。

【表２】

残価割合（%）		経過年数									
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
製品の種別	スマートフォン-Apple	95	90	80	70	60	53	46	39	32	25
	スマートフォン-その他	75	62	55	48	41	34	27	23	19	15
	パソコン-Apple	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50
	パソコン-その他	80	65	55	45	40	35	30	25	20	15
	タブレット-Apple	95	90	90	85	80	75	70	65	60	55
	タブレット-その他	85	75	65	55	50	45	40	35	30	25
	プリンター	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
	ワイヤレスイヤホン-Apple	95	85	80	75	70	62	54	49	44	39
	ワイヤレスイヤホン-その他	75	60	50	45	40	35	30	25	20	15
	スマートウォッチ-Apple	95	85	80	75	70	65	60	55	50	45
	スマートウォッチ-その他	75	60	50	45	40	35	30	25	20	15
	スマートスピーカー	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
	デジタルカメラ（本体）	95	90	87	84	82	80	78	76	75	74

	デジタルビデオカメラ（本体）	90	80	75	70	65	60	55	50	45	40
	ゲーム機（本体）	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50

（注１）修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できるもの、同等品の交換費用や交換した製品が分かるもの、保険の目的物の購入金額や購入日が分かる領収証等をいいます。

（注２）メーカー等の弊社以外が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。

（注３）交換した製品と交換前の製品の性能等が著しく異なる場合には交換前の製品の再調達費用が損害額となります。

（４）お支払いする保険金の額

保険金額を限度として、損害の額から製品一台毎にまるごとホームサポートの利用規約で定めるご負担金（以下、「免責金額」といいます。）を差し引いた金額をお支払いします。

【保険金額】

保険金額（注１）	３０万円
スマホ追加オプション（注１）（注２）	１０万円
免責金額	５，５００円

（注１）支払われる保険金は被保険者毎の保険責任期間を通じて保険金額を限度とします。

（注２）追加台数に関わらず表中の金額が保険金額に上乗せされます。

★（５）保険金支払後の保険契約

①弊社が保険金を支払った場合、この保険契約の保険金額は、減額されません。

②保険責任期間において、弊社が保険金を支払った場合は、弊社は支払いの都度、被保険者毎に保険金の支払金額を記録し、保険金額から既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額を限度として保険金を支払います。なお、支払金額は、事故発生日を基準として記録します。

★（６）保険金をお支払いできない主な事由

弊社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。

②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③被保険者の同居の親族の故意または保険の目的物を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

④保険金を支払う場合の偶然な事由が保険期間外に発生した場合。

⑤地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
⑥火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
⑦公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。
⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。
⑨すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、保険の目的物の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
⑩保険の目的物のメーカー保証書及び取扱説明書等の使用上の注意等による正しい使用方法とは異なる不適切な使用、又は想定された用法や限度を超える過酷な使用により生じた故障又は損傷である場合。
⑪自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。
⑫日本国外で発生した事故による損害。
⑬被保険者が、メーカー等が発行する書類を、弊社に提出しない場合。
⑭保険責任期間開始日の前日以前に生じた損害。
⑮保険責任期間終了日の翌日以降に生じた損害。
⑯保険金請求時において、契約者および被保険者の過失の有無を問わず、保険の目的物の現物確認ができない場合。ただし、弊社が特別に認めた場合を除く。
⑰その他、契約者のサービス規約等によってサービスの提供条件を満たしていない場合。

弊社は、次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

①保険の目的物のメーカー等による修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、保険の目的物の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
②保険の目的物にかかった、修理費用以外の費用による損害。（見積り取得に関する費用、送料、Ａｐｐｌｅエクスプレス交換サービス利用料、契約者等の都合にて従来の設置場所と異なる位置へ設置依頼された際に発生する脱着や設置工事費用、契約者等が自身で手配する製品の処分にかかる費用、離島及び弊社の指定する遠隔地への修理依頼の際に発生する製品の往復送料及び出張に掛かる費用につき、契約者等の都合により特別対応になった際の追加費用、その他これらに類するもの。）

３．付帯する特約

家電補償特約、家電補償特約のスマートフォン登録台数追加に関する特約、保険料月払いに関する特約、包括契約に関する特約が付帯されます。

４．保険責任期間

（１）被保険者毎の弊社の保険責任期間はまるごとホームサポートの契約開始日から起算して３１日目の午前０時に始まり、契約開始日の１年後の応当日（以下、毎年の応当日を「年応当日」といいます。）の前日の２４時に終了します。

（２）スマホ追加オプションプランの保険責任期間はまるごとホームサポートの保証サービスの申込と同時の申込の場合はまるごとホームサポートの契約開始日、それ以降の当該追加申込については成立日が属する月の翌月 1 日から起算して３１日目の午前０時に始まり、（１）で定める次の年応当日の前日の２４時に終了します。

（３）まるごとホームサポートの契約開始日以降に購入した保険の目的物の保険責任期間は、購入日から起算して３１日目の午前０時に始まり、（１）で定める次の年応当日の前日の２４時に終了します。

（４）被保険者がまるごとホームサポート加入中に（１）で定める年応当日が到来した場合は自動更新されます。自動更新された場合の保険責任期間は、自動更新された日の０時から始まり、１年後の年応当日の前日の２４時で終了します。以後、被保険者がまるごとホームサポート加入中に年応当日の到来毎に同様となります。

（５）まるごとホームサポートの利用規約で定める解約、解除又は終了した場合は、（１）から（４）に関わらず、解約、解除又は終了した日の２４時に終了し、自動更新されません。

５．お引受条件

当保険はまるごとホームサポートに自動付帯となります。

６．保険料の払込方法・払込手段・払込期日・払込猶予期間

保険料は保険契約者が弊社へ支払いますので、被保険者が直接弊社へ支払うことはありません。

７．満期返戻金、契約者配当金

この保険には満期返戻金及び契約者配当金はありません。

８．解約および解約返戻金等の有無について

当保険はまるごとホームサポートに自動付帯のため、保険契約のみの解約はできません。まるごとホームサポートを解約される場合はまるごとホームサポートの利用規約に従って手続きしてください。保険契約の解約払戻金はございません。

９．被保険者について（範囲と制限）

この契約の被保険者はまるごとホームサポートの利用規約で定める契約者等をいいます。（まるごとホームサポートの契約者本人および契約者と生計を同一にする同居の親族（２親等以内）をいい、個人に限ります。）

１０．補償重複について

★保険の目的物を補償する他の保険契約や製品のメーカー等が実施する保証サービスに重複加入し、他の保険契約や保証サービスを利用した場合は、他の保険契約や保証

サービス適用後の被保険者負担分が補償されます。

１１．クーリングオフ（契約申し込みの撤回等について）

★保険契約者が法人のため、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

１２．損害保険会社破綻時の取扱い

★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

１３．事故が起こったときの手続きおよび注意点

★（１）この保険で補償される事故が発生した場合は、まるごとホームサポートの利用規約で定める方法により修理、交換、金銭の支払いのいずれかのサービスを依頼するものとします。保険契約者の了解を得ることなく、まるごとホームサポートの利用規約で定める方法以外の方法で修理、交換、金銭の支払いを依頼された場合には補償の対象外となります。

★（２）被保険者は、本保険の利用にあたって保険金の請求および受領に係るすべての権限（修理、交換、金銭の支払いのいずれかを選択する権限を含みます。）及び手続の実施を、本保険に係る保険契約者もしくは保険契約者が指定する者に委任することについて同意するものとし、保険契約者の修理、交換、金銭の支払いのサービスの提供をもって保険金請求権を放棄するものとします。

★（３）保険金のご請求にあたっては、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

①修理領収証、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理した事実及び修理内容を証明できるもの

②有償修理した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの

③修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの

④新規購入した際の領収書、対象端末に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの

⑤その他保険会社が求めた書類、写真

★（４）保険金請求については時効（３年）がありますのでご注意ください。

【保険金請求に関するお問合せ窓口】

保険金請求に関するご相談、お問合せは下記にお願いいたします。

お客様サポートセンター　0120-926-958

１４．個人情報のお取り扱い等について

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

（１）個人情報の取得・利用

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

（２）お客様に関する情報の利用目的について

お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。

①保険契約の引受、管理　②適正な保険金の支払い　③弊社が有する債権の回収　④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求など

（３）お客様に関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合

②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）関係先に提供する場合など

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては弊社ホームページ（https://www.rescue-sonpo.jp/）をご覧いただくか、最終ページ記載のお問合せ窓口までお問い合わせください。

１５．指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただけます。

【一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル）

受付時間：9：15～17：00（月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く））

IP電話からは、03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（https://www.sonpo.or.jp/）

【保険会社への相談・苦情・お問合せ窓口】

住所：東京都港区三田三丁目５番１９号　住友不動産東京三田ガーデンタワー２９階

担当部署：レスキュー損害保険株式会社　業務部　mobile@rescue-sonpo.jp

以上

2025年7月8日制定

文書番号：RB02-023 2025.07